

第1章 総則

(目的)

第1条 日本文理大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の「産学一致」の建学の精神に基づき学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、専門分野における高度な技術的・実践的能力と地域や社会の発展に貢献する高い志を有し、産業界、地域社会、さらに国際社会に有為な人材を育成するとともに、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は別に定める。

第2章 組織

(研究科)

第3条 大学院に工学研究科を置く。

(専攻)

第4条 工学研究科に次の専攻を置く。

航空電子機械工学専攻  
環境情報学専攻

(収容定員)

第5条 工学研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
航空電子機械工学専攻	8名	16名
環境情報学専攻	8名	16名

(課程)

第6条 工学研究科に修士課程を置く。

(修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の修業年限は、2年とする。

第3章 教員組織及び大学院委員会

(教員組織)

第8条 大学院における授業及び研究指導は、大学院担当の教授が行う。ただし、特別の事情があるときは、大学院担当の准教授、講師又は助教が授業及び研究指導を行うことがある。

(大学院委員会)

第9条 大学院に大学院委員会をおく。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 工学研究科長
- (3) 工学部長
- (4) 大学院担当の教授

3 大学院委員会には、大学院担当の准教授、講師及び研究指導協力教員を加えることができる。

4 大学院委員会は、学長が招集し、議長となる。

5 大学院委員会は、学長の諮問に応じて、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議の上意見を述べる。

- (1) 大学院学則に関すること
- (2) 諸規程の制定および改廃に関すること

- (3) 教員の資格審査に関すること
- (4) 授業科目および研究指導の担当に関すること
- (5) 学生の入学、復学、休学、除籍、退学および修了ならびに賞罰に関すること
- (6) 試験および学位論文の審査に関すること
- (7) その他必要な事項

本条のほか、大学院委員会について必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 大学院の学年、学期及び休業日については、日本文理大学学則第13条、第14条及び第15条を準用する。

#### 第5章 在学年限

(在学年限及び大学院における在学期間の短縮)

第11条 修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

- 2 本学大学院及び他の大学院における単位の修得により、修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

#### 第6章 入学

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、教育上支障のない場合には、学期の初めにおいても入学を許可することがある。

(入学資格)

第13条 修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の卒業生
- (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと大学院が認めた者
- (8) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると大学院が認めた者で、22歳に達した者
- (9) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると大学院が認めた者

(出願手続)

第14条 大学院に入学を志願する者は、所定の入学願書その他別に定める書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

- 2 入学検定料は20,000円とし、納付があった後は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める細則によって所定の手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

#### 第7章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第17条 大学院の授業科目及び単位数は、別に定める。

第18条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(単位修得の認定)

第19条 単位修得の認定の方法は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第19条の2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、大学院委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第19条の3 大学院は、教育上有益と認めるときは、大学院委員会の議を経て、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条の4 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、大学院委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第19条の2により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(履修方法)

第20条 大学院学生は、その在学期間中に、授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 授業科目の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(教員の免許状の所要資格の取得)

第21条 工学研究科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

専攻	教員の免許状の種類	免許教科
航空電子機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
環境情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業

(課程修了の要件)

第22条 修士課程修了の要件は、修士課程に2年以上在学し、第20条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げた者及び社会人入学生等実務経験を有する者で、前項に規定する課程修了に必要な研究指導を受け、かつ、全ての単位を取得した場合は、在学期間を1年以上2年未満に短縮できるものとする。

3 環境情報学専攻においては、修士設計または作品の提出をもって修士論文にかえることができるものとする。

第8章 休学・退学・再入学及び除籍

(休学及び復学)

第23条 休学及び復学については、日本文理大学学則第39条、第40条、及び第41条を準用する。ただし、休学期間は、2年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生で、兵役のため休学する者は、大学院委員会の議を経てその期間休学を学長が許可することとする。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、大学院委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第25条 前条によって退学を許可された者が再入学を願い出たときは、大学院委員会で審議のうえ、許可することがある。

(除籍)

第26条 除籍については、日本文理大学学則第44条を準用する。

#### 第9章 学位の授与

(学位の授与)

第27条 修士の学位は、修士課程を修了した者に対し、大学院委員会の議を経て、学長がこれを授与する。

(学位規程)

第28条 学位及びその授与について必要な事項は、日本文理大学学位規程で定める。

#### 第10章 賞罰

(賞罰)

第29条 大学院学生の表彰及び懲戒については、日本文理大学学則第47条及び第48条を準用する。

#### 第11章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第30条 大学院は、授業科目の履修を志願する者に対して、教育研究に支障のない限りにおいて、大学院委員会の議を経て、科目等履修生として入学し、授業科目を履修することを許可することができる。

第31条 科目等履修生になることができるのは、第13条に定める入学資格をもつ者とする。

2 出願者は、履修を希望する授業科目について、あらかじめその担当教員の承諾を得なければならない。

第32条 科目等履修生が、履修した授業科目の試験に合格すれば、成績証明書を発行することができる。

(研究生)

第33条 大学院は、専門事項の研究を志願する者に対して、教育研究に支障のない限りにおいて、大学院委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

第34条 研究生になることができるのは、第13条に定める入学資格をもつ者とする。

#### 第12章 入学金及び授業料

(入学金及び授業料)

第35条 入学を許可された者は、定められた期日までに入学金を納付しなければならない。

2 入学金は、200,000円とする。ただし、本学出身者の入学金は、半額を免除する。

第36条 大学院の学生は、定められた期日までに授業料その他諸納付金（以下「授業料等」という。）を納付しなければならない。授業料等は、次のとおりとする。

授業料	700,000円
教育充実費	386,000円

第37条 大学院学生は、次に定める期日までに授業料等を納入しなければならない。ただし、前期分納入時に年額を全納することができる。

前期分 4月28日（ただし、新入生については別に定める。）

後期分 10月28日

(科目等履修生及び研究生の納付金)

第38条 科目等履修生及び研究生の検定料、入学金及び履修料又は研究料は別に定める。

#### 第13章 補則

(学則等の準用)

第39条 この学則に定めるもののほか、大学院について必要な事項は、日本文理大学学則及びその他の諸規程を準用する。

(施行細則)

第40条 この学則の施行に必要な細則は、別に定める。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年6月4日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月28日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、平成26年度入学生から適用する。
- 3 平成25年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、平成26年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 本学則は、平成29年度入学生から適用する。